

○牧之原市ふるさと納税推進事業実施要綱

平成26年 5月 7日

告示第51号

改正 平成27年 3月26日告示第24号

平成27年 9月 1日告示第112号

平成28年 3月 9日告示第22号

平成28年 9月 1日告示第147号

平成30年 3月30日告示第53号

平成30年10月12日告示第134号

平成31年 4月25日告示第86号

令和 3年 6月 1日告示第174号

令和 5年 5月31日告示第132号

令和 5年12月28日告示第234号

令和 7年 3月31日告示第77号

(目的)

第1条 この告示は、市へのふるさと納税の推進を図るとともに、市内産業の活性化に寄与することを目的として、寄附者に返礼品を贈呈する牧之原市ふるさと納税推進事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 市に対する、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附をいう。
- (2) 事業者 地元特産品等の販売及び提供等をしている法人又は個人等であつて、かつ、代表者等が、牧之原市暴力団排除条例（平成24年牧之原市条例第18号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団の構成員等でない者をいう。
- (3) 地元特産品等 市内で生産、製造、加工又は採取をしている商品又は事業者が行うサービスをいう。
- (4) 参加事業者 事業者のうち、この告示の規定に基づき、事業への参加を申し込み、市長の承認を受けた者をいう。
- (5) 返礼品 地元特産品等であつて、市長の承認を受けたものをいう。
- (6) 寄附者 市に対し、ふるさと納税をした者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく本市の住民基本台帳に登録されていないものをいう。

(返礼品の贈呈等)

第3条 市長は、1回のふるさと納税額が1,000円以上1,000万円以下の寄附者に対し、希望する返礼品を贈呈するものとする。ただし、寄附者が返礼品を希望しない場合は、この限りでない。

2 返礼品の金額は、1回のふるさと納税額の3割以下とする。

(地元特産品等の公募)

第4条 地元特産品等は、公募するものとする。

2 公募は、ホームページその他市長が適切と認める媒体に掲載することにより実施する。

3 地元特産品等の公募に申込みをすることができる者は、事業者とする。
(公募の申込み)

第5条 地元特産品等の公募に新たに申込みをしようとする者は、牧之原市ふるさと納税推進事業参加申請書兼誓約書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書兼誓約書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、参加事業者の事業への参加を決定する。この場合において、参加期間は、届出書を提出した日から当該日の属する年度末までとし、特段の事情がない限り、1年ごと自動更新するものとする。

(返礼品の登録)

第6条 参加事業者は、市長に対し次に掲げる内容を記した書類を届出し、市長の審査を受けなければならない。

(1) 対象商品の紹介文書及び画像データ

(2) 地場産品基準(特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件(平成31年総務省告示第179号)第5条に規定する総務省が定める基準)を満たしていることを証する情報等

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、返礼品として登録する。ただし、内容に不備がある場合は補正を指導することができる。

(承認内容の変更)

第7条 参加事業者は、承認された返礼品の数量、価格等の内容を変更しようとするときは、承認内容変更届出書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更について市長が認めた場合は、この限りでない。

(承認の辞退)

第8条 参加事業者は、公募の参加を辞退しようとするときは、速やかに参加辞退届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第9条 市長は、参加事業者又は返礼品が、第2条第2号及び第3号に該当しなくなった場合又はこの事業にふさわしくないと認められたときは、承認を取り消すことができる。

(返礼品の送付等)

第10条 市長は、寄附者から返礼品の申込みがあったときは、返礼品の発送に必要な情報を参加事業者に通知し、通知を受けた参加事業者は速やかに返礼品を寄附者に送付しなければならない。

(支払)

第11条 市長は、参加事業者による該当月の返礼品配送・着荷実績に基づき、返礼品及び配送に係る費用を翌月末日までに参加事業者を支払うものとする。

る。(参加事業者の義務)

第12条 参加事業者は、提供する返礼品の内容をむやみに変更しないよう努めるものとする。

2 参加事業者は、返礼品の提供に係る事故又はトラブル等に関しては、適正に処理するものとする。

3 参加事業者は、寄附者に誠意をもって対応するものとする。

(再委託等の禁止又は制限)

第13条 参加事業者は、事業に係る事務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 参加事業者は、事業の実施に係る事業所の権利及び義務を市長の許可なく第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(個人情報保護)

第14条 参加事業者は、第10条により提供を受けた個人情報を厳重に取り扱うとともに、返礼品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。参加事業者でなくなった後においても同様とする。ただし、返礼品送付時に同封した参加事業者のパンフレットにより、寄附者から参加事業者への商品申込み等で入手された個人情報の取扱いについては、この限りでない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年5月9日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日告示第24号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月1日告示第112号)

この告示は、平成27年9月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月9日告示第22号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月1日告示第147号)

この告示は、平成28年9月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第53号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月12日告示第134号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年10月25日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前にふるさと納税を行った寄附者(1回のふるさと納税額が1万円以上かつ記念品の贈呈を希望する者に限る。)に対する記念品の贈呈については、この告示による改正後の牧之原市ふるさと納税推進事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成31年4月25日告示第86号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の牧之原市ふるさと納税推進事業実施要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年6月1日告示第174号）

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和5年5月31日告示第132号）

この告示は、令和5年6月1日から施行する。

附 則（令和5年12月28日告示第234号）

（施行期日）

1 この告示は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に改正前の牧之原市ふるさと納税推進事業実施要綱の規定によりなされている手続その他の行為は、改正後の牧之原市ふるさと納税推進事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日告示第77号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。